

第93号議案

市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月26日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

市長及び副市長の期末手当の額を改定するため、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。